

29年度 公文書開示（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	H30. 2. 16	H30. 3. 2	NP0法人〇〇は、活動上の学校連携していると分かるもの求める。(事業報告書の小学校児童数名の利用示している。)					1											請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	H30. 2. 20	H30. 3. 6	「〇〇株式会社」に関する東京都内の消費生活相談情報で、東京都消費生活総合センターで受け付けたものの受付年月日と相談内容(対象期間：平成27年1月～平成30年1月)															1	(7条6号) 本件情報が公にされることで、当該事業者に関する消費者相談の内容が明らかとなり、今後、相談者が相談をためらったり、事業者に対する事実確認や交渉等において、事業者の協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。	生活文化局消費生活総合センター相談課
3	H30. 2. 7	H30. 3. 9	特定非営利活動法人〇〇の平成25年度事業報告書類					1											当該特定非営利活動法人は、平成26年度に設立されているため、請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化局都民生活部管理法人課
4	H30. 2. 7	H30. 3. 9	平成26年〇月〇日特定非営利活動法人〇〇の平成25年度事業報告書類外79件					1				1	1	1					(7条2号) 寄付金収入、支援者企業及び協力者、未払金、短期借入金等の相手先並びに支援先、講師、医師、会員等の個人の氏名に係る情報、監事、会計顧問、奨学生、寄附者、代表権を有さない理事、事務局職員、事業活動参加者、事務局長、講師、実行委員、代表権のある理事を除く従業員、出演者、自立支援事業協力者等の氏名、事務局長、代表権を有さない理事、監事、講師等の肩書及び会員番号に係る情報、代表権を有さない理事の電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス、委任状の役職、氏名、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス等については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 寄付金収入、前払費用、敷金、未払金、短期借入金、寄付金返納、助成金返納、立替金、前払費用、借入金、助成金収入、仮払金、雑費立替、受託費、から揚げ粉開発事業等の相手先、支援者企業及び協力者、口座番号等については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
5	H30. 2. 26	H30. 3. 12	平成25年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の平成24年度事業報告書類外3件					1											(7条2号) 代表権のある理事以外の理事、監事及び社員の氏名並びに住所又は居所については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
6	H30. 3. 1	H30. 3. 15	商品テスト報告書					1				1						1	・苦情品の外観及び概要の一部について (7条3号) 事業者に関する情報であり、公にすることにより相談があった事実が明らかになり、社会的信用の低下を招くなど競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるため (7条6号) 事業者に関する情報であり、開示することにより、事実確認や交渉等において、事業者の協力や情報を得ることができなくなるなど、相談業務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局消費生活総合センター相談課
7	H30. 3. 5	H30. 3. 19	理由説明書の写しの送付及び意見書の提出について(通知)(諮問第1125号)(29生広情第958号)					1				1							(7条2号) 理由説明書の対象公文書の一部、理由説明書別紙の非開示理由の内容、異議申立人の氏名については、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。)	

29年度 公文書開示（3月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
8	H30.3.6	H30.3.19	都民が、通話上「区と氏を名乗り、局研修（総務局人事部の中央研修：管理職研修を持ち帰り、局研修に継いだものを開示請求する。※局の職員研修実施のもの。」上記の記載の事実が、個人情報に扱う条文解釈分かるもの求める。以下の見解「個人情報の身分証のとうり識別可」の個人情報保護委員会・総務省行政管理局の見解合致。				1											本件開示請求は、都民が電話により「区」と「氏」を名乗り、「局研修（総務局人事部の中央研修：管理職研修を持ち帰り、局研修に継いだものを開示請求する。※局の職員研修実施のもの。」と話したことに関する対応記録が、個人情報として取り扱われることが開設された条文解釈が記載された公文書の開示を求めるものである。上記内容を事例として挙げた上で、個人情報として取り扱うことを開設した公文書については、実施機関において取得及び作成をしておらず、存在しない。	生活文化局広報広聴部情報公開課
9	H30.3.8	H30.3.22	平成27年7月16日付27政総秘請第41号 陳情・要請について	1	1														生活文化局都民生活部管理法人課
10	H30.3.8	H30.3.23	平成26年6月19日付26政総秘請第59号 陳情・要請について	1	1														生活文化局広報広聴部広報課
11	H30.3.19	H30.3.23	平成18年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇から提出された定款変更認証申請書類の内定款	11	1														生活文化局都民生活部管理法人課
12	H30.3.12	H30.3.26	宗教法人〇〇の現在の規則			1				1	1							(7条2号) 責任役員の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
13	H30.3.13	H30.3.27	江戸東京博物館（29）ホール等改修工事 工事内訳書	61	1														生活文化局総務部総務課
14	H30.3.16	H30.3.30	平成18年〇月〇日付学校法人〇〇寄附行為変更認可申請書及び添付書類 学校法人〇〇財産目録（平成27年3月31日現在）（平成29年3月31日現在）	42	1					1	1							(7条2号) 議事録署名人名及び監事の氏名については、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため (7条3号) 基本財産、運用財産の金額及び明細並びに負債の金額（負債総額並びに固定負債及び流動負債の合計を除く。）及び明細については、公にすることにより、学校法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、偽造等による犯罪の予防に支障を生ずるおそれがあるため	生活文化局私学部私学行政課
15	H30.3.16	H30.3.30	①学校法人〇〇が設置する学校の学則（都で所有する最新のもの） ②学校法人〇〇財産目録（平成28年3月31日現在） ③学校法人〇〇の理事長・理事・監事変更届（最新の物から過去3年分） ④学校法人〇〇の評議員変更届（最新の物から過去3年分） ⑤学校法人〇〇の財務諸表（最新の物から過去3年分）	42				1										①当該公文書は、当該学校法人が〇〇区に設置する各種学校の学則であり、当該学校の事務は区の所管であるため、実施機関では取得しておらず、存在しない。 ②当該公文書は、当該学校法人から提出されていないため、実施機関では取得しておらず、存在しない。 ③当該学校法人に係る当該公文書は、平成26年度から平成29年度までの間に実施機関では取得しておらず、存在しない。また、学校法人から提出される理事長、理事及び監事変更届については、保存期間が3年の公文書であるため、平成25年度以前のものについては現に保有しておらず、存在しない。 ④評議員の変更は、所轄庁への届出事項ではないため、当該公文書は実施機関において取得しておらず、存在しない。 ⑤当該公文書は、法令上毎年所轄庁に提出を義務付けられた書類ではないため、実施機関では取得しておらず、存在しない。	生活文化局私学部私学行政課

